

オレゴン大学日本同窓会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、「オレゴン大学日本同窓会」と称する。

(事務所)

第2条 この会は事務所を東京都内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、オレゴン大学とオレゴン大学日本同窓会員を結ぶ必須の組織としてオレゴン大学の発展と社会への貢献を図るとともに会員相互の交流、親睦等を目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) オレゴン大学およびオレゴン大学同窓会との連携と協力
- (2) 交流会、講演会等の開催
- (3) 定期刊行物の発行
- (4) その他この会の目的に沿った事業活動

(収益事業)

第5条 この会は、収益活動を行わない。

第2章 会員および会費

(会員の種別)

第6条 この会の会員は次の4種類とし、(1)と(2)とを正会員、(3)を学生会員、(4)を特別会員とする。

- (1) オレゴン大学に在籍した個人
- (2) オレゴン大学と関係のある個人または団体で、評議会の推挙を経て会長の認めたもの
- (3) オレゴン大学に在籍している個人
- (4) オレゴン大学および本同窓会に特別な貢献をした個人または団体で、評議会の推挙を経て、会長の認めたもの

(会 費)

第7条 この会の会費は評議会において別に定める。

2. 会費の納入方法などは細則にて別に定める。

第3章 役員等

(役員構成)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 監 事 2名
- (4) 代 表 幹 事 1名
- (5) 副代表幹事 若干名
- (6) 幹 事 若干名

(選 任)

第9条 役員は評議会において正会員の中から選任する。

(職 務)

第10条 この会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 会計監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 代表幹事は、会務の執行を総括する。
- (5) 副代表幹事は、代表幹事を補佐する。
- (6) 幹事は、幹事会を構成し、会務を分掌する。

(顧問)

第11条 この会に、評議会の推挙により会長が委嘱して顧問をおくことができる。

(任期等)

第12条 役員等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会 議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、評議会、幹事会とする。

2. 総会は通常総会と臨時総会とする。

(総会)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 通常総会は、毎年4月に1回開催する。

3. 通常総会は、次の事項について審議し出席者の過半数をもって決する。

(1) 規約の変更に関する事項

(2) 事業計画および事業報告に関する事項

(3) 予算および決算に関する事項

(4) 役員を選任

4. 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(評議会)

第15条 評議会は、会長、副会長、会計監事、代表幹事及び副代表幹事をもって構成する。

2. 評議会は、総会に付議すべき事項、その他この会の目的達成に必要な事項について決議する。

3. 評議会の議決は、委任状を含む構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(幹事会)

第16条 幹事会は、代表幹事、副代表幹事及び幹事をもって構成する。

2. 幹事会は、総会の決議事項、その他会務の執行について決議する。

(議事録)

第17条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 会 計

(財源)

第18条 本会の経費は、正会員の会費および寄付金等をもって充てる。

(事業年度)

第19条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日で終わる。

第6章 支 部

(支部の設置)

第20条 この会には、支部を設置する。

2. 各支部には、支部代表を置き、幹事がこれを兼務する。

第7章 雑 則

(施行細則)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、2005年4月1日から施行する。